

Ⅱ 調査結果の概要

1 配偶者等からの暴力に関する認知度

(1) 暴力と認識される行為

15 項目の行為をあげて、それが夫婦間で行われた場合に「暴力」にあたると思うかの意識を聞いた。この調査における「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれている。

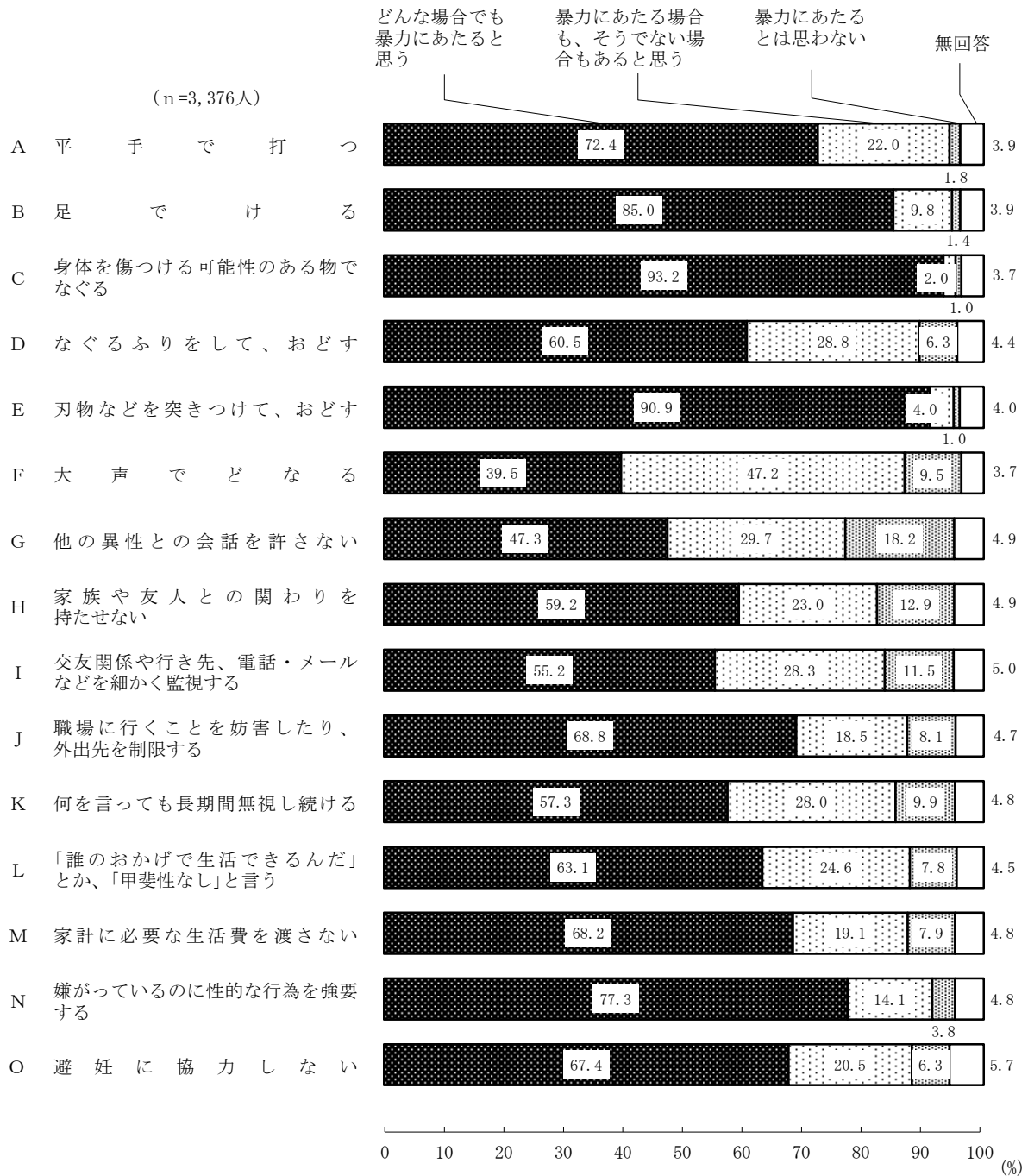
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が多いのは、“身体を傷つける可能性のある物でなぐる” (93.2%) と “刃物などを突きつけて、おどす” (90.9%) で、9 割以上の人『暴力にあたる』と認識している。

また、“足でける” (85.0%)、“嫌がっているのに性的な行為を強要する” (77.3%) は約 8 割の人が、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えている。

一方、「暴力にあたるとは思わない」は、“他の異性との会話を許さない” (18.2%)、“家族や友人との関わりを持たせない” (12.9%)、“交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する” (11.5%) で 1 割を超えている。(図 1-1-1)

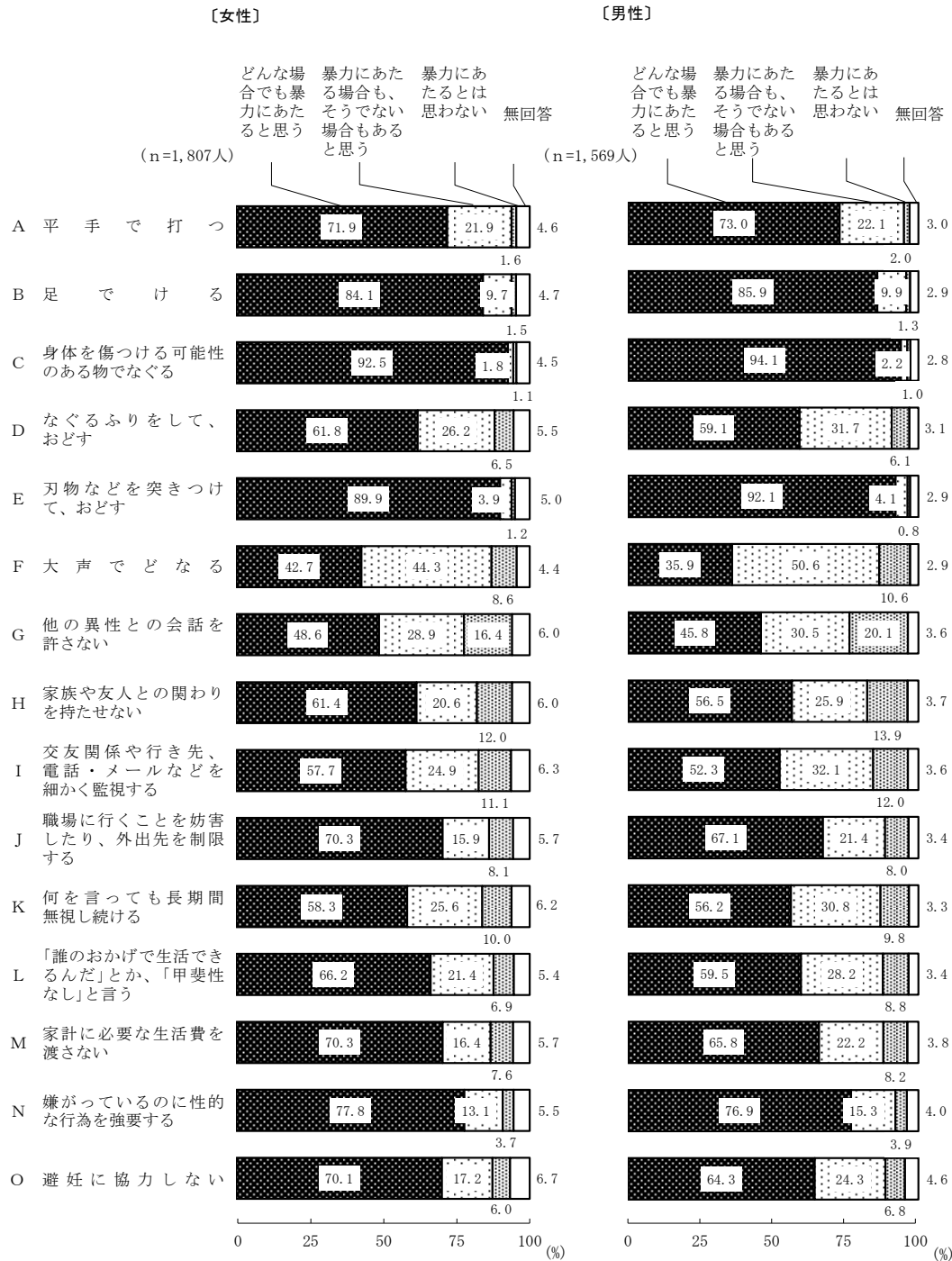
問1 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。
A～Oのそれぞれについて、「1」～「3」のうちあなたの考えに近い番号に○をつけてください。
なお、ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。
(○はそれぞれ1つずつ)

図 1-1-1 夫婦間で暴力と認識される行為



性別にみると、『暴力にあたる』と認識する行為と、『暴力にあたらない』と認識する行為に大きな差はみられないが、“大声でどなる”や“誰のおかげで生活できるんだ”とか、「甲斐性なし」と言う”、“交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する”など、心理的・経済的な行為については、女性のほうが「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が多くなる傾向がみられる。(図1-1-2)

図1-1-2 夫婦間で暴力と認識される行為（性別）



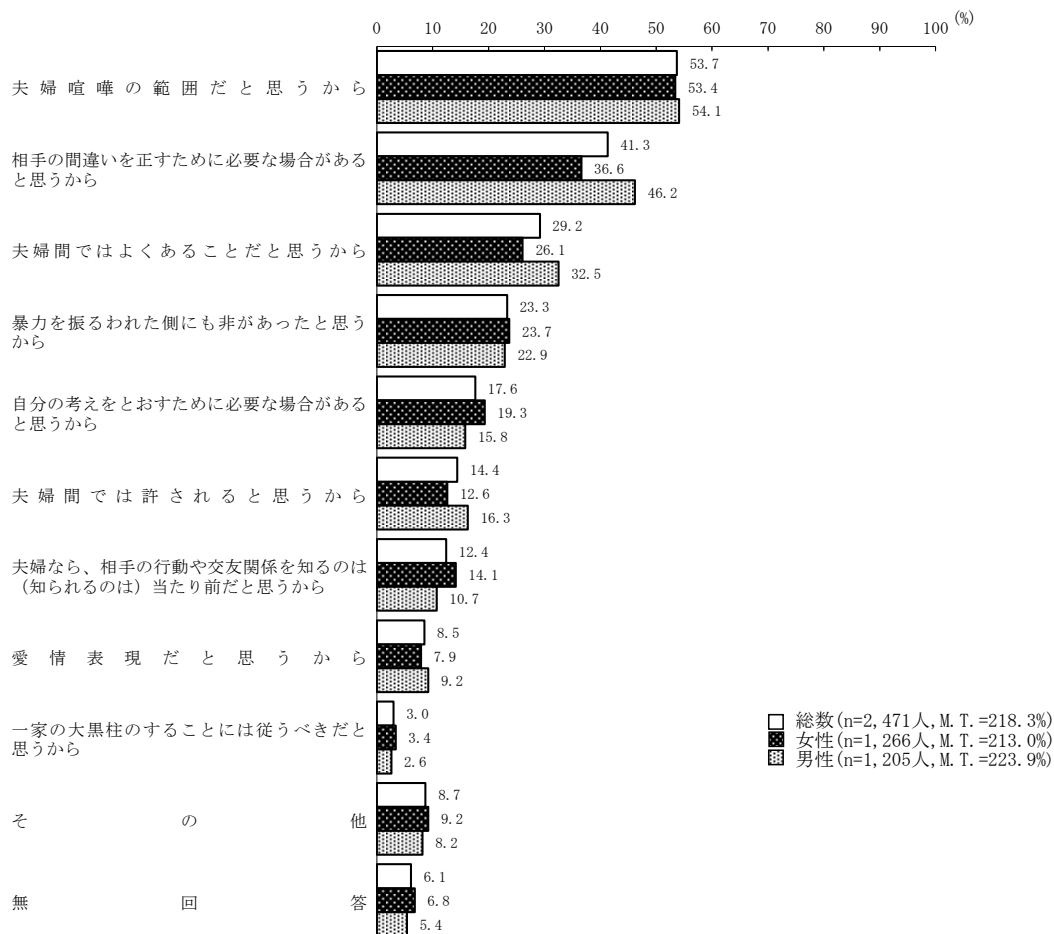
(2) 暴力にあたらない場合があると思う理由

15項目のうち1つでも「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、「暴力にあたるとは思わない」と答えた人(2,471人)に、理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が53.7%と最も多く、次いで「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」(41.3%)、「夫婦間ではよくあることだと思うから」(29.2%)、「暴力を振るわれた側にも非があったと思うから」(23.3%)などとなっている。

性別に見ると、男女ともに「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」(女性53.4%、男性54.1%)が最も多くなっている。「自分の考えをとおすために必要な場合があると思うから」、「夫婦なら、相手の行動や交友関係を知るのは(知られるのは)当たり前だと思うから」は男性より女性で、「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」、「夫婦間ではよくあることだと思うから」、「夫婦間では許されると思うから」は女性より男性で、それぞれ多くなっている。(図1-2-1)

問2 そのような行為が「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、「暴力にあたるとは思わない」と思ったのはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
(○はいくつでも)

図1-2-1 暴力にあたらない場合があると思う理由



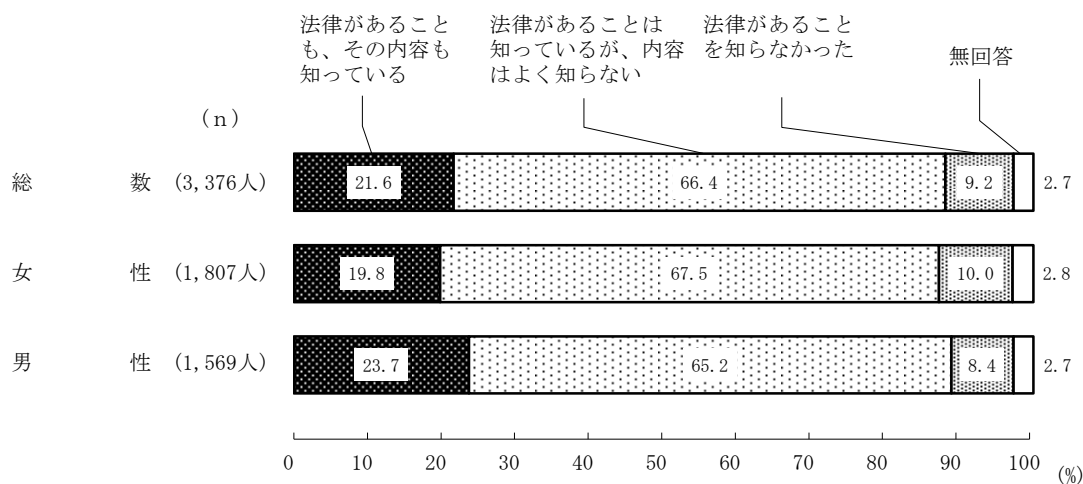
(3) DV防止法の認知度

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「DV防止法」）について知っているか聞いたところ、「法律があることも、その内容も知っている」という人は21.6%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という人は66.4%で、合わせると9割近くになっている。

(図 1-3-1)

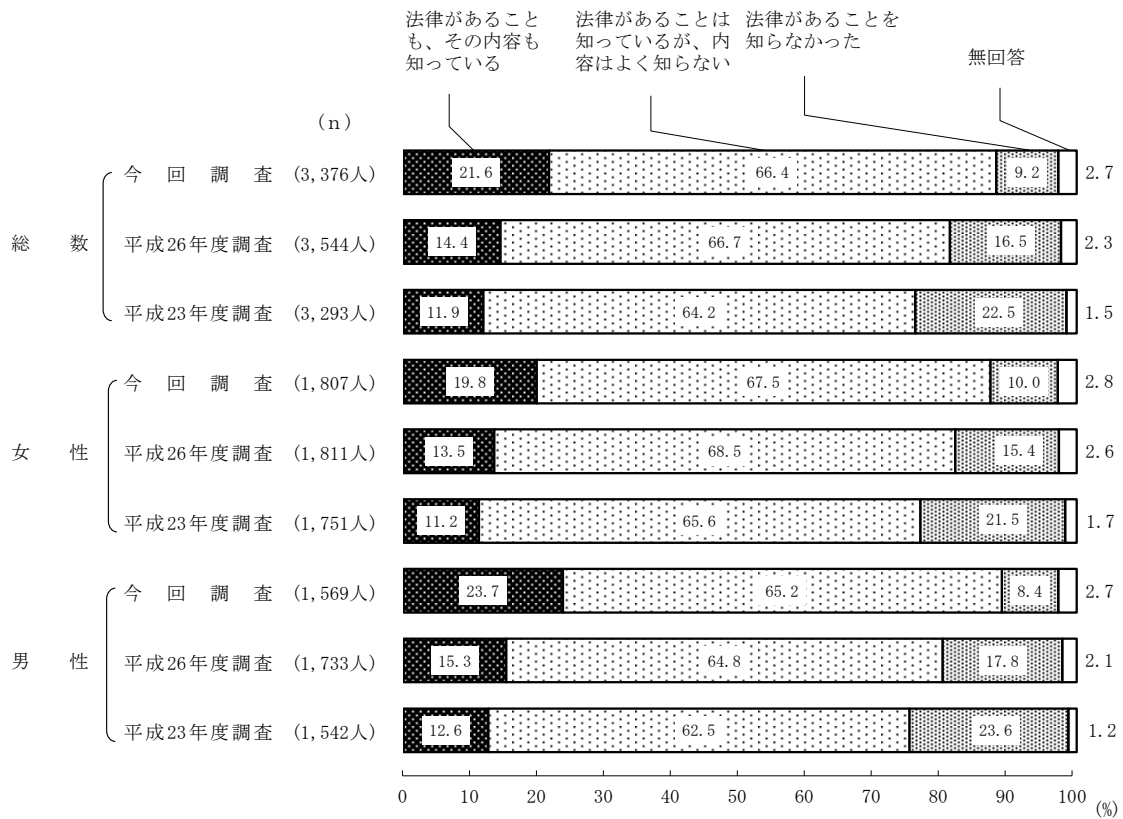
問3 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「DV防止法」）を知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。（○は1つ）
 （この法律は、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））に関する通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。）

図 1-3-1 DV防止法の認知度



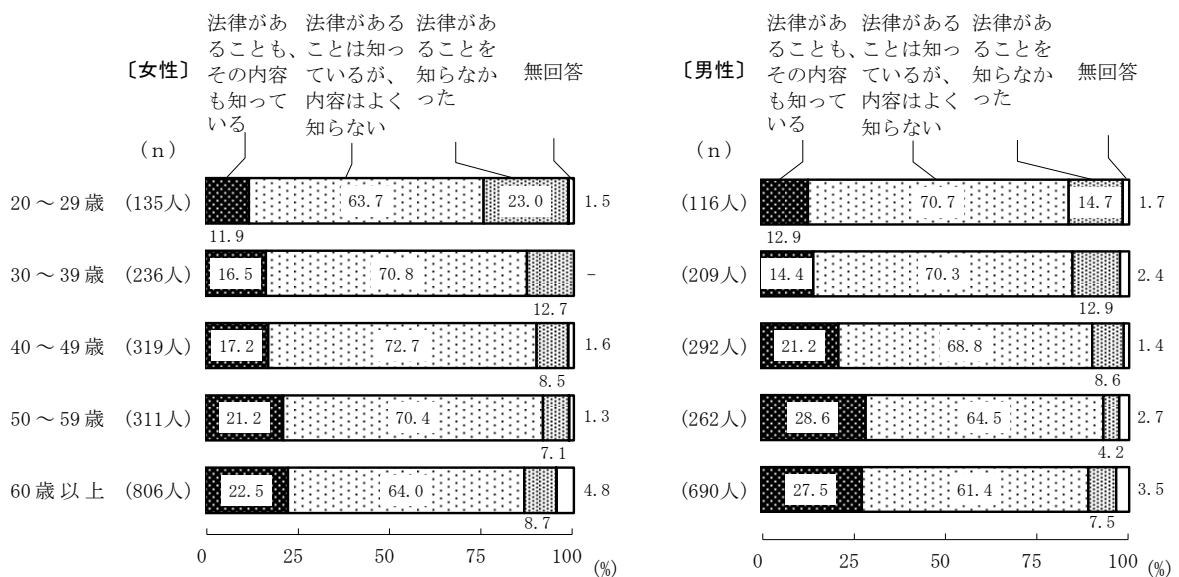
時系列比較でみると、認知度は男女ともに前回調査よりも高く、男性の認知度が女性よりも高くなっている。(図 1-3-2)

図 1-3-2 DV防止法の認知度 一時系列比較



性・年齢階級別にみると、「法律があることも、その内容も知っている」は、男女とも年齢階級が上がるほど高くなっている。(図 1-3-3)

図 1-3-3 DV防止法の認知度 (性・年齢階級別)

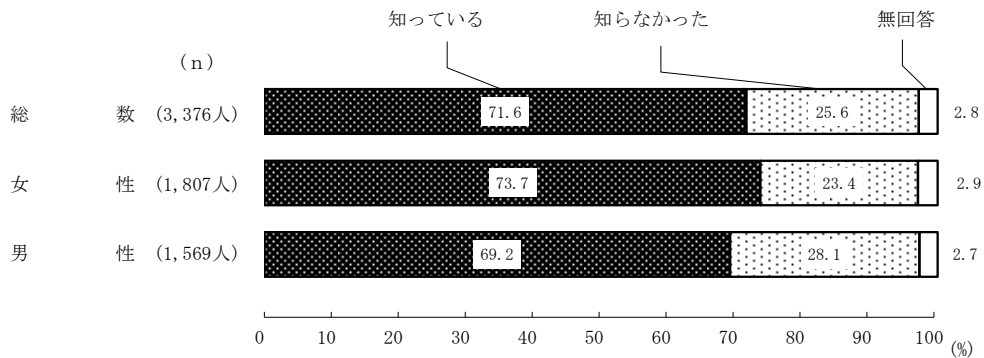


(4) 相談窓口の周知度

配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は71.6%で、「知らなかった」は25.6%となっている。(図1-4-1)

問4 あなたは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口があることを知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(○は1つ)
 (窓口とは、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)や男女共同参画センター、警察、法務局・地方法務局、民間の専門機関など。)

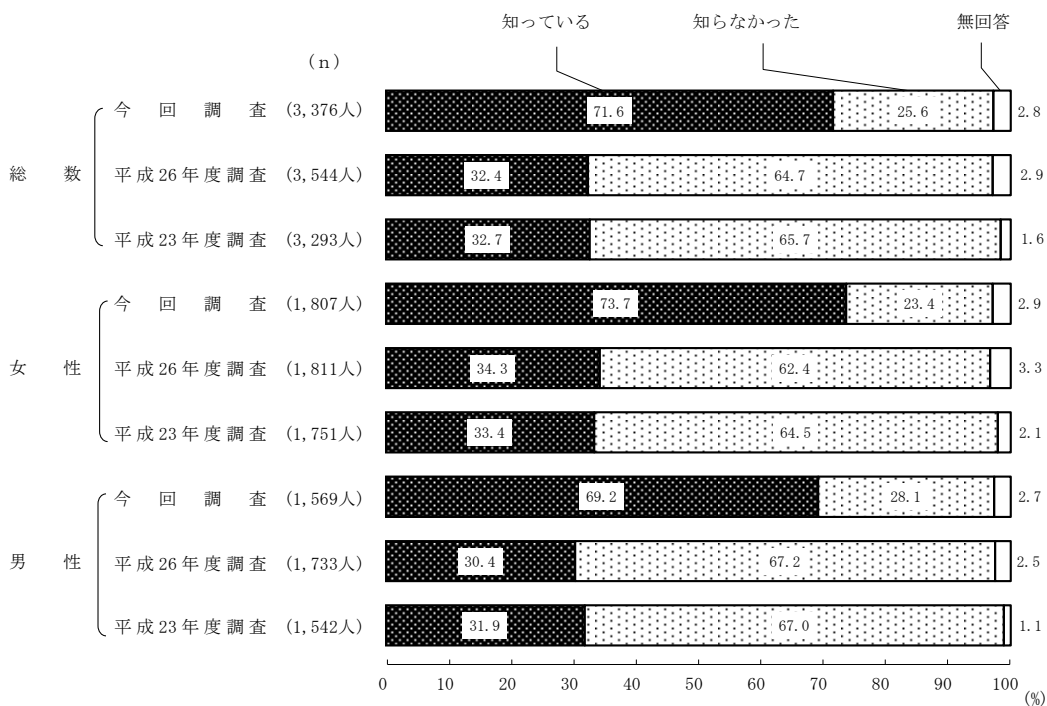
図1-4-1 相談窓口の周知度



時系列比較でみると、「知っている」が前回調査32.4%から今回調査71.6%となっている。

(図1-4-2)

図1-4-2 相談窓口の周知度 —時系列比較—



性・年齢階級別にみると、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」と答えた人は、女性の50～59歳で78.8%と高く、女性ではすべての年代で7割を超えているのに対して、男性では20～29歳で54.3%、30～39歳で61.2%となっている。(図1-4-3)

図1-4-3 相談窓口の周知度(性・年齢階級別)

